

(6) 防災関係

防災ダム事業	事業主体 県	所管課班	① 農村振興課 地域計画班
			② 農村整備課 防災対策班

事業の内容

台風，豪雪等で河川の増水による農地，農業用施設が被害を受け安定した経営を営むことができない地域に対して洪水調節用ダムの新設改修を行うもの。

採 択 基 準

洪水調整用のダム（余水吐その他の附帯施設を含む）の新設又は改修及び併せ行う関連整備。農業以外の事業効果が50%未満

採 択 要 件

防災受益面積がおおむね100ha以上。

但し，台風常襲地帯，豪雪地帯又は振興山村であって，おおむね過去10か年に激甚災害の指定を受けた地域において行うものにあつては，おおむね70ha以上。

事業主体

県

負担割合	区 分	国	県	市町村	その他	備 考
	防災ダム工事	55	39	6	—	

ため池整備事業	事業主体 県 市町村等	所管課班	① 農村振興課 地域計画班
			② 農村整備課 防災対策班

事業の内容

1 防災ため池工事

洪水調整機能の賦与・増進のためのため池の改修及び併せ行う農地等の洪水調整機能の発揮のための整備

〔事業実施主体〕 県

〔採択要件〕

- ・大規模
 - 1) 防災受益面積がおおむね100ha以上かつ、受益面積がおおむね40ha以上。
(台風常襲地域、豪雪地域、振興山村地域の場合は、防災受益面積がおおむね70ha以上)
 - 2) 洪水調節容量が10万m³以上かつ、洪水調節による被害軽減額が1億円以上であって、受益面積がおおむね40ha以上
- ・小規模
 - 1) 防災受益面積がおおむね10ha以上かつ、受益面積がおおむね5ha以上で、総事業費がおおむね3,000万円以上。
(台風常襲地域、豪雪地域、振興山村地域の場合は、防災受益面積がおおむね7ha以上)
 - 2) 洪水調節容量が5万m³以上かつ、洪水調節による被害軽減額が1,000万円以上であって、受益面積がおおむね5ha以上

2 地震対策ため池防災工事

耐震性の向上のためのため池の改修又は地震からの安全を確保するために必要な管理施設の新設若しくは改修

〔事業実施主体〕 県又は市町村

〔採択要件〕

- ・大規模
 - 1) 防災受益面積おおむね70ha以上かつ、受益面積がおおむね40ha以上。
 - 2) 防災受益面積おおむね7ha以上かつ、受益面積がおおむね2ha以上であって、想定被害額（農外）が3億円以上。
- ・小規模
 - 1) 防災受益面積がおおむね7ha以上かつ受益面積がおおむね2ha以上。

3 ため池整備工事

築造後における自然的、社会的状況の変化等に対応する場合又は人命、人家、公共施設等に被害を及ぼす災害の発生するおそれがある場合に早急に整備を要するため池等の新設、変更、新設と併せ行う廃止、旧農業用ため池の廃止、しゅんせつ、附帯施設の整備、下流水路の整備、管理施設の整備

〔事業実施主体〕 県又は市町村

〔採択要件〕

- ・大規模 (県営)

受益面積がおおむね100ha以上で、総事業費がおおむね8,000万円以上
(中山間地域の場合は、受益面積がおおむね70ha以上で、総事業費がおおむね3,000万円以上)
※但し、旧農業用ため池の廃止に係るものを除く。
- ・小規模 (県営)

受益面積がおおむね10ha以上で、総事業費がおおむね800万円以上
(中山間地域の場合は、受益面積がおおむね5ha以上で、総事業費がおおむね800万円以上)
- ・小規模 (団体営)

受益面積がおおむね10ha未満で、総事業費がおおむね800万円以上
(中山間地域の場合は、受益面積がおおむね5ha未満で、総事業費がおおむね800万円以上)

※旧農業用ため池の廃止にあたっては、貯水量1,000m³以上で、総事業費800万円以上。

4 農作物生育阻害等防止工事

ため池の水質汚濁等に起因する農産物等の生育阻害又は農産物の効率の低下を防止するために必要な農業用排水施設の新設、廃止又は変更であっては、ため池整備工事と併せ行う工事

- 〔事業実施主体〕 県又は市町村等
 ※但し、受益面積10ha以上は県に限る
 〔採択要件〕 ため池整備工事と同じ
 ※但し、中山間地域部分を除く

5 ため池特別対策整備工事

災害発生の防止等が必要なため池の廃止と併せ行う耕作放棄地を利用した代替ため池の新設及び附帯施設の整備

- 〔事業実施主体〕 県又は市町村
 〔採択要件〕 ため池整備工事と同じ

6 ため池水質改善工事

水質悪化が著しく、地域の農業生産及び周辺環境に対して悪影響を与えているため池の水質を改善するために必要な工事

- 〔事業実施主体〕 県又は市町村等
 ※但し、受益面積10ha以上は県に限る
 〔採択要件〕 ため池整備工事と同じ
 ※但し、中山間地域部分を除く

7 ため池保全体制整備事業

ため池の防災・減災、生態系、景観、環境等の保全に資するために必要な構想の策定、体制の整備及び滑動の実施

- 〔事業実施主体〕 県又は市町村等
 ※但し、受益面積10ha以上は県に限る
 〔採択要件〕 ため池整備工事と同じ
 ※但し、中山間地域部分を除く

負担割合	区 分		国	県	市町村	その他	備 考
県営	防災ため池	大規模	55	34	11	—	
		小規模	50	34	16	—	
	地震対策ため池	大規模	55	34	11	—	70ha以上
		小規模	50	34	16	—	7ha以上
	一般 ため池	大規模	55 [55]	34 [28]	11 [17]	— [—]	100ha以上 中山間地域は70ha以上
			小規模	50 <55> [50] <55>	39 <39> [33] <33>	11 < 6> [17] <12>	— <—> [—] <—>
		小規模	50 <55> [50] <55>	39 <39> [29] <29>	11 < 6> [21] <16>	— <—> [—] <—>	10ha以上40ha未満
			50 <55> [50] <55>	39 <39> [29] <29>	11 < 6> [21] <16>	— <—> [—] <—>	10ha以上40ha未満
		一般 ため池	小規模	50	1	49	—

※ [] はH23新規地区以降適用
 ※ < > は中山間地域(H25以降適用)

用排水施設等整備事業	事業主体 県	所管課班 (計) 農村振興課 地域計画班
		(実) 農村整備課 防災対策班

事業の内容

1 湛水防除事業

(1) 排水施設整備対策工事

既存の農業用排水施設の耐用年数が経過する以前において、立地条件の変化により、湛水被害を生ずるおそれのある地域（原則として、応急の湛水排除事業が実施された地域）で、これを防止するために行う排水機、排水樋門、遊水池等貯留施設、排水調整池、地下浸透施設、排水路等の新設又は改修。

(2) 排水管理施設整備工事

同一水系の排水河川（地区内の過剰水が農業用排水施設により排水される河川等）に係る地域である等排水施設の一元管理を必要とする地域で、主として排水施設整備工事によって造成された排水施設について防災体制を強化し、湛水被害の発生を防止するために行う排水管理に必要な施設の新設又は改修（(1)と併せ行うものを除く。）

(3) 湛水防除施設改修工事

(1)により整備された農業用排水施設の機能低下により再び湛水被害が生ずるおそれのある地域における施設の機能回復のために行う施設の更新及び改良

〔事業実施主体〕 県又は市町村

〔採択要件〕

- ・大規模 (1)排水施設整備工事及び(3)湛水防除施設改修工事
受益面積がおおむね400ha以上かつ、総事業費がおおむね5億円以上
- (2)排水管理施設整備工事
受益面積がおおむね1,000ha以上
- ・小規模 (1)排水施設整備工事及び(3)湛水防除施設改修工事
受益面積がおおむね30ha以上かつ、総事業費がおおむね5,000万円以上
- (2)排水管理施設整備工事
受益面積がおおむね100ha以上

※農業以外の事業効果が全体の50%未満であること。

2 地盤沈下対策事業

地盤の沈下を防止するため、地下水の採取が法令等により規制されている地域において行う農業用排水施設の整備、農道の改修、客土、整地又は水源を転換するために行う農業用排水施設の整備及びこれに関連する整備

〔事業実施主体〕 県

〔採択要件〕

- ・大規模 受益面積がおおむね400ha以上
- ・小規模 受益面積がおおむね20ha以上

3 用排水施設整備事業

築造後における自然的・社会的状況の変化等により早急に整備を要する頭首工，樋門，用排水機場，水路等の変更又は当該施設に代わる農業用排水施設の新設及びこれらの附帯施設の整備

〔事業実施主体〕 県又は市町村等

〔採択要件〕

- ・大規模 (県営) 受益面積がおおむね400ha以上で，総事業費がおおむね8,000万円以上
(中山間地域の場合は，受益面積がおおむね200ha以上で，3,000万円以上)
- ・大規模 (団体営) 受益面積がおおむね200ha以上で，総事業費がおおむね8,000万円以上
(中山間地域の場合は，受益面積がおおむね100ha以上で，3,000万円以上)
- ・小規模 受益面積がおおむね20ha以上で，総事業費がおおむね800万円以上
(中山間地域の場合は，受益面積がおおむね10ha以上で，3,000万円以上)

4 鉍毒対策事業

いおう，銅，その他農産物に有害なものを含んでいる水等が，農用地に流入することにより生ずる被害を防止するために行う鉍源を処理する施設又は毒源処理が困難な場合における農業用排水施設の新設又は改修並びにこれに附帯する客土又は排土

〔事業実施主体〕 県又は市町村等

〔採択要件〕

- ・受益面積がおおむね20ha以上

負担割合	区 分		国	県	市町村	その他	備 考
県 営	湛水防除	大規模 (基幹施設)	55	37	8	—	400ha以上
		大規模 (その他施設)	55	37	8	—	1,000ha以上
		小規模 (基幹施設)	50 <55>	37 <37>	13 <8>	— <—>	30ha以上
		小規模 (その他施設)	50 <55>	32 <32>	18 <13>	— <—>	100ha以上
	地盤沈下	大規模	50	未定	未定	未定	400ha以上
		小規模	50	未定	未定	未定	20ha以上
	用排水施設	大規模	55 [55]	34 [28]	11 [17]	— [—]	400ha以上 中山間地域は200ha以上
		小規模	50 <55> [50] <55>	39 <39> [29] <29>	11 <6> [21] <16>	— <—> [—] <—>	20ha以上 中山間地域は10ha以上
	鉍毒対策		未定	未定	未定	未定	20ha以上
	団体営	用排水施設		50	1	49	—

※ < > は中山間地域 (H25以降適用)

※ [] はH23新規地区以降適用

備 考 基 幹 施 設：排水機，排水樋門，第一線堤防，遊水池等貯留施設，地下浸透施設
(排水機，排水樋門には，これと一体不可分の関係にある導水路，操作管理設備等の施設が含まれるものとして取り扱われる)
その他施設：排水路等基幹施設以外の施設

農地保全整備事業	事業主体	県 市町村 土地改良区等	所管課班	① 農村振興課 地域計画班 ② 農村整備課 防災対策班

趣 旨

急傾斜地帯や浸食を受けやすい性状の特殊土壌地帯，又は風害等を受けやすい地域において，排水施設や防風施設等の整備を行うことにより，農用地の保全と災害の未然防止を図るとともに，優良農地を確保し農作物の生産性向上を目的とするもの。

事業の内容

1 農地浸食防止工事

- ・急傾斜地帯や浸食を受けやすい土壌地帯における排水路等の整備又は風食，風害等を受けやすい地域における防風施設の整備。また，併せ行うことが技術的，経済的に適当と認められる農道等の整備
- ・農耕に支障のある特殊土壌又はさんご，石れき等の排除工事

[事業実施主体] 県又は市町村等

[採択要件] 県営事業 受益面積50ha以上（畑地20ha以上）。関連工事は田畑地 5 ha以上
団体営事業 受益面積10ha以上。関連工事は受益面積制限なし

2 特殊農地保全整備工事

- ・南九州畑作振興地域及び沖縄県の特殊土壌地帯に適用

3 農地機能保全対策工事

- ・地盤の相当部分が泥炭土であることに起因する地盤沈下又は火山性土壌等に起因する土壌浸食等により，農作物の生育が阻害され，農作物の能率が低下することを防止するための整地，暗渠排水，農道等の整備

[事業実施主体] 県

[採択要件] 受益面積20ha以上

4 特殊自然災害対策工事

- ・特殊な自然災害に起因し，農地のかい廃又は農作物の生育阻害を防止するために必要な土壌改良又は栽培管理施設若しくは農地被覆施設の整備（活動火山対策特別措置法の地域）

負担割合	区 分		国	県	市町村	その他	備 考
		農地浸食防止工事他		5 0	未定	未定	

特定農業用管水路等特別対策事業	事業主体	県	所管課班 農村整備課 防災対策班
		市町村等	

趣 旨

石綿を含有する製品は、価格が安く、施工性がよかったことから、昭和30年～50年にかけて農業用水路や機场上屋の内壁材等において採用されている状況にあるが、平成17年7月に「石綿障害予防規則」が施行され、石綿含有製品から石綿を含有しない製品に代替えするよう努めることが事業者の責務として明記された。

このような中、老朽化等に伴い石綿を含有する製品の破壊等により、将来的に農業者等の健康を害するおそれが懸念されることから、石綿を含有する製品について、必要な対策を講ずることにより、石綿に起因する影響を未然に防止し、農業経営の安定及び農業の維持を図るものである。

事業の内容

(1) 特別対策事業

石綿を含有する製品の実態調査を踏まえた更新整備のマスタープラン等に即して、行う石綿を含有する製品の更新

採 択 要 件

(1) 特別対策事業

石綿を含有する建材を使用した建築物あるいは石綿セメント管等を一定割合以上含んでいる地域であって、以下の受益面積を満たすもの

県 営：おおむね20ha以上

団体営：おおむね10ha以上

事業主体

(1) 特別対策事業：県，市町村等

負 担 割 合

県 営	区 分	国	県	市町村	その他	備 考
	特別対策事業（県営造成施設）	50 <55>	35 <35>	10 <10>	5 <0>	
団体営	区 分	国	県	その他		備 考
	特別対策事業（国営造成施設）	50	21	29		
	特別対策事業	50	1	49		

※〈 〉は中山間地域（H25以降適用）

農業用河川工作物等応急対策事業	事業主体	県 市町村等	所管課班	① 農村振興課 地域計画班 ② 農村整備課 防災対策班

趣 旨

農業用河川工作物の構造が不適當若しくは不十分であるもの又は耐震補強対策の必要がある農業用道路横断工作物（道路を横断する水管橋，水路橋及び農道橋等をいう。）について整備補強等の改善措置を講じ，洪水，高潮及び地震等による災害を未然防止を図るため，農業用河川工作物応急対策等事業を実施する。

事業の内容

- 1 農業用河川工作物応急対策事業
農業用河川工作物（頭首工，水門，樋門，樋管，橋梁等）の整備補強，撤去又は撤去に伴う整備
- 2 農業用道路横断工作物緊急耐震対策事業
農業用道路横断工作物の耐震補強整備
- 3 土地改良施設耐震対策事業
土地改良施設の耐震改修

採 択 要 件

- 1 農業用河川工作物応急対策事業
大規模：総事業費がおおむね10,000万円以上，事業実施主体は県に限る
小規模：総事業費がおおむね800万円以上
- 2 農業用道路横断工作物緊急耐震対策事業及び土地改良施設耐震対策事業
総事業費がおおむね800万円以上

事業主体

県，市町村等

負担割合	区 分	国	県	市町村	その他	備 考
	河川応対 大規模	55	37	8	—	総事業費 1億円以上
	河川応対 小規模	50 <55>	42 <37>	8 <8>	— <—>	総事業費 5,000千円以上
		50 <55>	32 <32>	18 <13>	— <—>	総事業費 800千円以上

※ < > は中山間地域 (H25以降適用)

農村防災施設整備事業 (旧農村災害対策整備事業)	事業主体	県 市町村等	所管課班	① 農村振興課 地域計画班 ② 農村整備課 防災対策班

趣 旨

地震防災対策等の災害防除対策を推進する地域に指定されている地域や、災害に対して脆弱な中山間地域等に対し、地域で発生する災害から農村住民の生命、財産及び生活を守るため、農業用施設や農村防災施設等のうち整備の優先度が高い施設の整備を行うものとする。

また、特に甚大な被害を受けた地域において、再度の災害発生を防止するための農業用施設等の整備に併せて、持続的な営農が行われ農地・農業用施設等の洪水防止等の防災機能を十分発揮させるために、農業基盤整備と農村生活維持施設整備を行い、もって、被災農村における耕作放棄地の発生抑制や農村コミュニティ機能の回復に資することとする。

事業の内容

農村防災施設整備事業計画に位置付けられた、次に掲げる事業の実施

- 1 農村防災施設
 - ①緊急避難路整備 ②緊急避難塔整備 ③防火水槽整備 ④緊急避難施設の耐震化
 - ⑤情報基盤施設整備 ⑥雪崩防止施設整備 ⑦防護柵等安全施設設備 ⑧災害防除林
- 2 農業生産基盤整備
 - ①農業用排水施設整備 ②区画整理 ③農用地造成 ④農道整備
 - ⑤農用地の改良又は保全
- 3 農村生活維持施設整備
 - ①農業集落道路整備 ②営農飲雑用水施設整備 ③農業集落排水施設整備
 - ④農業施設等用地整備

事業主体

県，市町村等

採 択 要 件

- 1 農村防災施設
災害防除対策推進地域等で定める地域
- 2 農業生産基盤整備
甚大な災害発生地域に該当する地域
①②受益面積おおむね60ha以上 ③受益面積おおむね40ha以上
④受益面積おおむね50ha以上 ⑤受益面積おおむね20ha以上
- 3 農村生活維持施設整備
甚大な災害発生地域に該当する地域
ため池整備事業，用排水施設等整備事業，農地保全整備事業と併せ行う事業
または，上記農業生産基盤整備事業と併せ行う事業

負担割合	区 分	国	県	市町村	その他	備 考
	農村防災施設整備 (旧農村災害対策整備事業)	50 <55>	29 <29>	14 <14>	7 < 2>	※ <> は中山間地域 (H25以降適用)

地域ため池総合整備事業	事業主体 県	所管課班 (計) 農村振興課 地域計画班
		(実) 農村整備課 防災対策班

趣 旨

近年のため池を巡る状況は、農家の減少・高齢化に伴い、維持管理が疎かになり、防災面での脆弱化やため池の多様な役割の発揮が困難になることが懸念されており、地域住民が参画した地域によるため池の保全体制の構築が必要である。

また、ため池の多くは長い歴史を有し、農業用水の水源として農業の礎を担うとともに、地域文化にも深く関わり、周辺の農地や里山と一体となって多様な生物の生育・生息の場となっており、豊かな自然環境と触れ合い・やすらぎの場、更には環境教育の場など、多様な役割を發揮できる場である。これらの役割を活かしつつ、ため池を核とした農村地域の活性化を図っていくことも重要である。

このようなことから、本事業は、地域全体の防災安全度を効率的かつ効果的に向上させ、併せて地域全体の活性化に資するよう、地域に所在する複数のため池を対象に、地域ため池総合整備計画を策定し、同計画に基づき、防災・減災を核とし、併せて環境・利活用を通じた保全を図るハード・ソフト対策を総合的に実施するものである。

事業の内容

1 調査計画事業

地域ため池総合整備計画を構成する全体基本計画及び整備事業計画の策定並びにこれらの計画の策定にかかる調査。

2 総合整備事業

地域ため池総合整備計画に基づき実施する次に掲げる事業

(1) 防災・減災対策

- ①農業用ため池の改修 ②ため池機能保全工事 ③ため池下流水路整備
- ④旧農業用ため池の廃止 ⑤防災情報管理システムの整備 ⑥ハザードマップの作成
- ⑦危機管理向上施設の整備

(2) 環境・利活用対策

- ①環境保全・利活用施設の整備 ②水質改善対策 ③安全施設の設置
- ④旧農業ため池の廃止後の用地整備

(3) 保全対策

- ①地域住民参画による保全体制の整備及び活動

採 択 要 件

1 調査計画事業

地域に所在する複数ため池を対象とする全体基本計画及び総合整備事業のための整備事業計画が策定される見込みがあること。

2 総合整備事業

地域ため池総合整備計画を構成する全体基本計画に位置付けられ、かつ、整備事業計画が策定されている事業であって、次のすべての要件を満たすこと。

- (1) 総事業費がおおむね3千万円以上。
- (2) 事業内容の2の(1)の①の事業を1箇所以上実施すること。
- (3) 規模別要件
 - ア 大規模事業
 - (7) 事業内容の2の(1)の①及び②並びに(2)の②の事業にあつては、受益面積おおむね100ha以上。
 - (イ) 事業内容の2の(1)の③の事業にあつては、受益面積おおむね400ha以上。
 - イ 小規模事業
 - (7) 事業内容の2の(1)の①及び②並びに(2)の②の事業にあつては、受益面積おおむね10ha以上。
 - (イ) 事業内容の2の(1)の③の事業にあつては、受益面積おおむね20ha以上。
- (4) 事業内容の2の(1)の⑤から⑦までの事業にあつては、被害想定面積の合計がおおむね10ha以上。
- (5) (1)から(4)までに掲げるもののほか、農村振興局長が別に定める要件を満たすもの。

負担割合	区 分	国	県	市町村	その他	備 考
	調査計画事業		50	25	25	
総合整備事業		50(55)	未定	未定	未定	() は中山間地域

農村地域環境保全整備事業	事業主体 県	所管課班	① 農村振興課 地域計画班
			② 農村整備課 防災対策班

趣 旨

社会経済条件の変化に起因する土地改良施設の管理の粗放化等による機能低下や、混在化により災害時の被害が重大化している地域において、密接な関連のある各種農地防災保全事業を計画的、一体的に実施することにより、地域の総合的な防災安全度を向上させ、併せて地域環境の維持、保全を図るための制度を創設する。

事業の内容

農村地域の防災安全度の向上及び地域環境保全をめざした農村地域環境保全計画に基づき、各種農地防災事業等を総合的・緊急的に実施する。

1 農地等防災保全対策工事

農地・農業用施設への複合・錯綜化した災害を未然に防止し又は解消するため、ため池等整備事業、防災ダム事業、水質障害対策事業（一般型）、湛水防除事業、農地保全整備事業、地盤沈下対策事業を併せて行う。

2 関連工事

1の工事と併せて行うことが技術的経済的に適当と認められる農業用排水施設若しくは農道の変更、客土又は暗渠排水

3 地域環境保全対策工事

地域環境及び集落管理機能の維持向上等を図るため、防災安全施設、農地防災施設管理連絡道及び保安全管理・利活用を考慮した施設の新設又は改修であって1の工事と併せて行うもの。

採択基準

- 2以上の農地等防災保全対策工事を行うこと
- 農地等防災保全対策工事に係る合計受益面積60ha以上、かつ総事業費2億円以上

負担割合	区 分	国	県	その他	備 考
	農地等防災保全対策工事	※	※	※	※実施する事業ごとの補助率を適用
	関連工事	45	未定	未定	
	地域環境保全対策工事	50	未定	未定	

地すべり対策事業	事業主体 県	所管課班 農村整備課 防災対策班
----------	--------	------------------

趣 旨

地すべり現象に対する国土保全及び民生の安定を図るための事業

採 択 基 準

1 防止工事

- ・「地すべり等防止法」第3条により指定された地すべり防止区域であること。
- ・総事業費が1件当たり7,000万円以上のもの

2 関連工事

- ・地すべりによる被害を除去し、又は軽減するため必要があると認められる区画整理、暗渠排水、農道、農業用排水、ため池の整備
- ・受益面積がおおむね3ha以上
- ・総事業費が500万円以上

3 補修工事（継続地区のみ）

地すべり防止施設を補修する事業であって、次の要件のすべてに該当するもの

- ・地すべり防止法第2条第3項に規定する地すべり防止施設に係るもの
- ・地すべり防止区域による地すべり防止施設のうち老朽化等により著しく機能が低下したものに係るもの
- ・総事業費が1件当たり1,500万円以上のもの

負担割合	区 分		国	県	市町村	その他	備 考
	防止工事	渓流工事	50	50	—	—	
その他工事		50	50	—	—		
関連工事	区画、整理、暗渠排水	40	未定	未定			
	農道	45	未定	未定			
		50	未定	未定		傾斜度15°未満 " 15°以上	
	農業用排水、ため池	50	未定	未定			
補修工事		1/3	2/3	—	—		

海岸保全施設整備事業	事業主体 県	所管課班 農村整備課 防災対策班
------------	--------	------------------

事業の内容

津波、高潮、侵食等の自然災害の被害から背後農地を防護するための工事を実施するとともに、海岸環境を整備し、海岸利用の推進を図る。

採 択 基 準

1 高潮対策

海岸管理者が管理する海岸であって、高潮、波浪又は津波により被害が発生する恐れの大なる海岸の保全施設であって、1 km当たりの防護面積おおむね5 ha以上又は防護人口おおむね50人以上で総事業費おおむね10,000万円（離島にあつては5,000万円）以上。

2 侵食対策

海岸管理者が管理する海岸であって、侵食による被害が発生する恐れの大なる海岸の保全施設であって、1 km当たりの防護面積おおむね5 ha以上又は防護人口おおむね50人以上で総事業費おおむね10,000万円（離島にあつては5,000万円）以上。

3 局部改良

海岸管理者が管理する海岸であって、短年度施行をもって事業の効果を発揮し得るものあつて、総事業費おおむね5,000万円以上のもの。

4 海岸耐震対策緊急事業

海岸管理者が管理する海岸であって、朔望平均満潮位以下の防護区域を有するか、東海地震に係る地震防災対策強化地域、東南海・南海地震防災対策推進地域、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域又はその他の大規模地震が想定される地域において、甚大な浸水被害の恐れがある海岸であつて、堤防・護岸等の耐震対策を対象とし、総事業費5,000万円以上。

5 海岸堤防等老朽化対策緊急事業

海岸管理者が管理する海岸であつて、老朽化等により機能が確保されていない海岸保全施設であつて緊急にその機能の強化、又は回復を行う必要があると認められるもので、総事業費5,000万円以上。

6 海岸環境整備

海岸法第40条第1項第3号、4号及び同条第2項に係る海岸保全区域で周辺に公営の公園海水浴場、ヨットハーバー等のレクリエーション施設のある地域又は計画中の地域においてより総合的なレクリエーション機能を発揮するために行う離岸堤、突堤、護岸、堤防、昇降路、砂浜、水叩兼用の遊歩道その他所期の目的を達成するため必要最小限の施設の新設又は改良若しくは汚染の著しい海岸のヘドロ等の除去であつて、総事業費おおむね10,000万円以上。

高潮対策、侵食対策において堤防、護岸等の整備の実施と一体的に防潮林の設置ができる。

海岸保全の施設の設置だけでは、前浜の回復若しくは環境維持が困難であるため、又は海浜特性からみて海岸保全施設の設置に制約があるため、緊急に養浜を実施しなければならない海岸、総事業費が10,000万円以上のもの。

海水浴等海岸の利用度が高く、既に海岸保全施設が整備されている海岸において行う次の事業で、総事業費が1,000万円以上のもの。

①段階工およびこれと一体として整備する水叩兼用の遊歩道又は植栽の事業で、かつ、短年度施行をもって事業効果を発揮しうるもの。

②海岸利用者の安全性の確保を図るための安全情報伝達施設を整備するもの。

海浜からの飛砂により、背後地の生活環境が悪化している地域において行う飛砂を防止するための事業で、総事業費が1,000万円以上のもの。

〔以下、上記1～5と併せ行う事業（ネーミング事業）〕

7 海岸保全施設緊急防災機能高度化事業

地震観測強化地域、地震特定観測地域等で、海岸管理者が防災機能を高める必要があると判断した箇所における海岸施設の耐震化対策、安全情報伝達施設、水門、陸閘の開閉自動化装置等。ただし、安全情報伝達施設については、海岸環境整備事業（環境局部改良を含む）のみ実施できる。

8 海と陸と緑のネットワーク事業

背後地で自然環境保全事業等が実施，又は予定されており防潮林等が計画されている海岸において，自然環境保全事業（ビオトープ事業等）との連携を図り，海岸事業における防潮林，植栽及びこれに関連する管理道路等の整備

9 エコ・コースト事業

国立公園，野鳥生息地など，自然環境や生態系，周辺景観との調和を図る必要が高い海岸において，養浜，植栽，人工リーフ等の自然環境，生活環境に配慮した施設整備の推進

10 海と緑の健康地域（健康海岸事業）

海と緑の健康地域，健康海岸に指定され，健康・保養・療養施設等が整備または予定されている海岸において行う，健康増進施設と砂浜の保全，復元，高齢者や身障者にも海岸利用が容易な緩傾斜堤げ，階段工等の海岸保全施設整備

11 いきいき・海の子・浜づくり事業

文部省所管の教育関連施設あるいは野外教育・地域社会教育活動等の施策と連携して，緩傾斜堤やスロープ，人工磯，リーフ等を整備し自然体験のしやすい海岸づくりを行う。

12 渚の創生

一連の沿岸で砂が余剰傾向となっている箇所からの発生砂を活用し，離岸堤等の建設により砂浜の安定化対策を施すとともに，砂が不足している箇所（侵食海岸等）に養浜を行い，海辺の復元を図る。

13 津波防災ステーション

津波来襲時に，潮位，津波高等の海象データや地震，津波情報等を収集し，水門等の施設を一元的に制御操作するための基地及びシステムの整備

14 都市海岸高度化事業

人口が概ね30万人以上の都市，またはそれに市街地が連たんする都市を対象とし，背後地が商業・業務地帯，市民の利用が高い海岸において，耐震性に配慮した離岸堤，突堤，護岸，堤防及びこれらと一体となって整備される遊歩道，植栽，その他所期の目的を達成するために必要な施設の整備を行う。

15 魚を育む海岸づくり推進事業

水産庁所管の沿岸漁場整備開発事業のうち，地先型増殖場造成事業，広域型増殖場造成事業又は養殖場造成事業と農林水産省の海岸事業を連携して藻場・干潟等の造成，増養殖場の整備，海岸の防護等を行う。

負担割合	区 分	国	県	市町村	その他	備 考
	高潮対策	50(55)	50(45)	—	—	()は離島
	侵食対策	50(55)	50(45)	—	—	()は離島
	局部改良	1/3	2/3	—	—	
	海岸耐震対策緊急事業	50	50	—	—	
	海岸堤防等老朽化対策緊急事業	50	50	—	—	
	海岸環境整備	1/3	2/3	—	—	

※7～15については上記負担割合に準ずるものとする。

水質保全対策事業	事業主体	県	所管課班	① 農村振興課 地域計画班
		市町村 土地改良区		② 農村整備課 水利施設保全班

趣 旨

農業用排水施設内の水質汚濁に起因する障害の除去により良質な農業用水の確保及び農村地域の環境保全を図り、もって水資源の総合的な保全に資することを目的とする事業。

事業の内容

区 分	工 種	事 業 内 容	実施主体
1 農業用排水施設整備	(1)水質汚濁等に起因する障害を除去するための農業用排水施設その他の施設の新設、廃止若しくは変更又はこれを併せて行う客土	ア 次の（ア）から（エ）までのいずれかに該当する障害が生じている場合に、障害を除去するための農業用排水施設その他の施設の新設、廃止若しくは変更 （ア）人の健康を損なうおそれがある有害な農畜産物が生産されていること （イ）農作物等の生育が阻害されていること （ウ）農作業の能率の低下を来していること （エ）施設の管理に支障を来していること イ アと併せて行う客土 ウ 現にアの（ア）から（エ）までに掲げる障害は生じていないが、応急的な防止措置を実施しなければ容易にそれら障害が発生すると推定される程度の水質汚濁が生じている場合に行う農業用排水施設その他の施設の新設、廃止若しくは変更 エ ウと併せて行う客土	県、市町村又は土地改良区
	(2)水質浄化施設整備	ア 水性生物の有する自然浄化機能を利用した浄化施設整備 イ 接触酸化水路、曝気施設等の浄化施設整備 ウ その他の浄化手法を利用した水質浄化施設整備 エ 水路及び貯水池のしゅんせつ オ 水質浄化施設の適切な管理を行うための管理用道路、駐車場、発電施設、照明施設、安全施設その他維持管理のために必要な施設整備	
	(3)処理施設整備	水質浄化施設により発生した汚泥及び水生生物に適切な回収・処理等を行うための施設整備	
	(4)併せて行う施設整備	上記工種(1)から(3)までのいずれかと併せて行うことが技術的かつ経済的に適当と認められる農業用排水施設、その他の施設整備	
2 水質保全施設整備	(1)水質浄化施設整備	ア 水性生物の有する自然浄化機能を利用した浄化施設整備 イ 接触酸化水路、曝気施設等の浄化施設整備 ウ その他の浄化手法を利用した水質浄化施設整備 エ 水路及び貯水池のしゅんせつ オ 水質浄化施設の適切な管理を行うための管理用道路、駐車場、発電施設、照明施設、安全施設その他維持管理のために必要な施設整備	県又は市町村

	(2)処理施設整備	水質浄化施設により発生した汚泥及び水生生物に適切な回収・処理等を行うための施設整備	
	(3)環境保全施設整備	水質浄化施設と一体的に整備することで農村環境や自然環境等の保全に資するための施設整備	
	(4)面源負荷抑制施設整備	非特定汚染源となる農地や農業用排水路等からの負荷流出を抑制するための循環かんがい施設、漏水防止シート、浄化型暗渠排水、自動給水栓、節水かんがい施設、土層改良のための施設、その他負荷抑制に資する施設の整備	
	(5)併せて行う施設整備	上記工種(1)から(4)までのいずれかと併せて行うことが技術的かつ経済的に適当と認められる農業用排水施設、その他の施設整備	
3 支援事業	<p>湖沼の水質保全に係る管理運営体制の整備、施設の最適運用を行うための試験運用、流出入負荷実態の把握及び検証、節水かんがいや濁水の流出を防止する用配水管理を普及させるための技術的指導、水質浄化に配慮した基盤整備導入に伴う掛かり増し経費への助成であって、次のアからウまでの条件をみとするもの</p> <p>ア 区分2の水質保全施設整備と併せて行うもの</p> <p>イ 支援事業実施期間は、原則として区分2の水質保全施設整備の完了予定の年の2年前から3年間とする</p> <p>ウ 支援事業費は区分2の水質保全施設整備の費用の5パーセント以内とする</p>		県又は市町村
4 先導的モデル事業	<p>農用地の水質汚濁等に起因する障害を除去するための新技術を導入した水質浄化施設、維持管理施設、処理施設等の施設整備であって、区分1の工種(1)のア又はイに掲げる要件に該当する地域において、新技術を導入した工事を実施し、当該技術の活用と普及を行うもの</p>		県、市町村又は土地改良区

採択要件

次の(1)、(2)のいずれかを満たすこと。

- (1) 農業用排水施設内の水質及び農業用排水施設から公共用水域へ排出される排水の水質が良質な農業用水の確保及び農村地域の環境保全を目的として都道府県知事が策定する農村地域水質保全計画の水質基準を満たしていない地域で行う事業であって、受益面積の合計がおおむね20ha以上のもの
- (2) 農用地の水質汚濁等に起因する障害を除去する必要があるものとして農村振興局長が別に定める条件に該当する地域で行う事業であって、受益面積の合計がおおむね10ha以上のもの。

負担割合	区 分	国	県	市町村	その他	備 考
	一般型(基幹)	50	34	16	—	県営
	(その他)、(併せ行う)	50	32	18	—	
		50	未定	未定	未定	団体営

障害防止対策事業	事業主体	国 県	所管課班 農村整備課 水利施設保全班
-----------------	------	--------	--------------------

趣 旨

自衛隊の演習活動及び整備拡張等に起因して、周辺地域の用排水路への土砂の流入や流出量の増大及び農業用水不足等の障害が発生している場合、防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律（昭和49年法第101号、以下「法」という）に基づき、その障害を防止または除去・軽減するため各種対策工事を実施する。

事業の内容

【補助対象となる施設の具体的事例】

〔洪水対策〕

- a 洪水量の増加に対応できるよう河川改修，排水路の改修を行う。
- b 増加した洪水量を調節する洪水調整池（ダム）を建設する。
- c 河川等の改修と調整池を組み合わせる。
- d 増加した洪水量を排水するため，河川（排水路）改修と排水機（場）を組み合わせる。

〔土砂流出対策〕

- a 流出する土砂を溜めるため砂防ダムを建設する。
- b 溪流の安定を図るため，床固工，谷止工を建設する。
- c 裸地化した箇所や，崩壊地の植生回復を図るため，山腹工を施行する。

〔用水対策〕

- a 用水路（用排兼用水路）を装工する
- b 貯水用ダム（溜池）を建設する。
- c 地下水又は河川水を取水するため揚水（機）を設ける。

採 択 基 準

防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律（昭和49年法律第101号）（抜粋）
（障害防止工事の助成）

第3条第1項

国は、地方公共団体その他の者が自衛隊等の機甲車両その他重車両のひん繁な使用，射撃，爆撃その他火薬類の使用のひん繁な実施その他政令で定める行為により生ずる障害を防止し，又は軽減するため，次に掲げる施設について必要な工事を行うときは，その者に対し，政令で定めるところにより，予算の範囲内において，その費用の全部又は一部を補助するものとする。

- 1 農業用施設，林業用施設又は漁業用施設
- 2 道路，河川又は海岸
- 3 防風施設，防砂施設その他の防災施設
- 4 水道又は下水道
- 5 その他政令で定める施設

○次に掲げる(1)～(3)の要件を満たしていること。

(1) 法第3条第1項又は政令第1条に規定する自衛隊等の行為があること。

※法第3条第1項に規定する行為

- ① 機甲車両その他重車両のひん繁な使用
- ② 射撃，爆撃その他火薬類の使用のひん繁な実施

※政令第1条に規定する行為

- ① 航空機の離陸，着陸，急降下又は低空における飛行のひん繁な実施
- ② 艦船又は舟艇のひん繁な使用
- ③ 防衛施設の整備のための土地又は土地の定着物の形質の著しい変更
- ④ 電波のひん繁な発射

(2) (1) の自衛隊等の行為による障害があること

※例

- ① 戦車等の訓練によって演習場内が荒廃し、当該区域を流域に持つ河川において、洪水や土砂流出による被害が生じる。
- ② 機甲車両等のひん繁な使用による道路の損傷。
- ③ 通信施設からの強力な電波の発射や、航空機の低空飛行によって周辺民家等のテレビの映像を不鮮明にする。

(3) 障害を防止し、又は軽減するための工事の対象となる施設が、法第3条第1項又は政令第3条に規定する施設であること。

※法第3条第1項に規定する施設

- ① 農業用施設，林業用施設又は漁業用施設
- ② 道路，河川又は海岸
- ③ 防風施設，防砂施設その他の防災施設
- ④ 水道又は下水道

※政令第3条に規定する施設

- ① 鉄道
- ② テレビジョン放送の受信に係る有線電気通信を行うための共用の施設

負担割合	区分	国	県	市町村	その他	備考
	障害防止対策事業	100 ～66.7	0 ～16.7	0 ～16.6		障害(帰責原因)の度合いにより負担割合は変化する。

農地・農業用施設 災害復旧事業	事業主体 県 市町村 土地改良区等	所管課班 農村整備課 防災対策班
----------------------------	----------------------------	------------------------

趣 旨

「農地・農業用施設災害復旧事業」は、農地（耕作の目的に供される土地）及び農業用施設（かんがい排水施設、農業用道路及び農地等の災害を防止するため必要な施設）が被災した場合に復旧する事業である。この災害復旧事業は、「農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律」（昭和25年法律第169号。通称「暫定法」。）に基づき、農地、農業用施設等の復旧に要する費用に国庫補助がなされ、もって農林水産業の維持を図り、あわせてその経営の安定に寄与することを目的とする。

事業の内容

1 事業の対象となる農地、農業用施設

- ① 農地とは、現に耕作もしくは肥培管理を行っている土地又は耕作可能な休耕地等で、水田、畑地、果樹園、飼料畑、苗圃、わさび田、はす田、くわい田、茶園、桑園、石垣いちご畑等で受益戸数が1戸以上のもの。
- ② 農業用施設とは、ため池、頭首工、用・排水路、揚水機等のかんがい施設、農業用道路（有効幅員1.2m以上）並びに農地又は農作物の災害を防止するため必要な施設（干拓堤防、輪中堤防、海岸堤防、防災ため池、温水ため池、土留工、土砂ため工、階段工等）で受益戸数が2戸以上のもの。

2 国庫補助となる災害復旧事業の定義

農地、農業用施設を原形に復旧することを目的とした工事（原形復旧、効用回復、原形復旧不可能な場合の復旧、原形に復旧することが著しく困難又は不適當な場合の復旧、施設を統合する復旧）で、次の条件に合致するもの。

- ① 1箇所の工事の費用が40万円以上のもの。（1箇所の工事とは、同じ施設が被災した場合、その被災箇所が150m以内の間隔で連続しているものは1箇所と見なす。）

3 適用除外

次に掲げるものは、災害復旧事業の適用除外となる。

- ① 1箇所の工事費が40万円未満、②被害の事実のないもの、③異常な天然現象によらないもの、④過年災害によるもの、⑤経済効果小のもの、⑥対象外施設及び他の事業と重複したもの、⑦維持工事と見られるもの、⑧設計不備、施行粗漏、維持管理不良に基因するもの、⑨他事業の施行中の災害、⑩被害の小さい農地、⑪小規模施設

4 その他

農林水産省所管の災害復旧事業制度として、負担法に基づく「海岸及び地すべり防止施設災害復旧事業」、「災害関連事業」、「湛水排除事業」、「干害応急対策事業」、「鉍毒対策事業」等がある。

復旧手続き

被害が発生した場合は、市町村等から県に速やかに被害を報告し、最終的には災害発生後3週間以内に全被害額を報告する。そして、災害発生後60日以内に災害復旧事業計画概要書（いわゆる査定設計書）を作成して申請を行い、農林水産省の災害査定を受け、事業費が決定される。事業費の決定を受けると、事業に着手して良い（施越工事）。復旧工事は災害発生年を含めて3カ年以内に完了させなければならない。

災害要因

法の「災害」とは、暴風、洪水、高潮、地震、その他の異常な天然現象により生じた災害をいう。

- ① 降雨による災害にあつては、24時間雨量80mm以上又は時間雨量概ね20mm以上
- ② 暴風による災害にあつては、最大風速15m以上（10分間平均風速の最大）
- ③ 河川の出水による災害にあつては、その地点の水位が警戒水位以上又は融雪水のように長期にわたる出水
- ④ 高潮による被害にあつては、暴風等による高潮、波浪又は津波
- ⑤ 地すべりによる災害
- ⑥ 地震による災害
- ⑦ 火山噴火の降灰等による農地の災害にあつては、降灰厚が粒径0.25mm以下は5cm以上、粒径1mm以下は2cm以上
- ⑧ 干ばつによる災害にあつては、連続干天日数（日雨量5mm未満の日を含む）が20日以上
- ⑨ 落雷、雪害による災害

事業主体

県 営 県管理施設又は県営事業の施行中の被災、管理委託の完了していないもの。大規模な被災であり復旧に高度な技術を要し、維持管理団体が県営事業としての実施を強く望むもの。その他特に知事が必要と認めるもの。

団体営 市町村営を基本として、被災地域の関係者が事業主体を定める。

(注. 県営及び市町村営に限り、起債充当が認められるほか地財措置の対象となる。)

負担割合

区分	国							県	地元			
	暫定法補助率			連年災補助率 嵩上げ	激甚法補助率 嵩上げ							
	通常 補助率	単年災 高率補助率			1戸当 たり負 担額が 1万円 を超え 2万円 まで	1戸当 たり負 担額が 2万円 を超え 6万円 まで	1戸当 たり負 担額が 6万円 を超え るもの					
		一次 高率	二次 高率									
1戸当 たり事 業費 (総事 業費/耕 作者実 数)が 8万円 までの もの	1戸当 たり事 業費が 8万円 を超え 15万円 までの もの	1戸当 たり事 業費が 15万円 を超え るもの										
農地 農業用施設	50	80	90	1. その年の1戸当 たりの事業費が 4万円以上の市 町村。 2. その年を含む過 去3カ年の1戸 当たりの事業費 が10万円以上の 市町村。 3. 上記1及び2を満 たすものについ ては連年災補助 額算定方式(そ の年を含む過去 3カ年の事業費 及び関係耕作者 をその年の事業 費及び関係耕作 者数とみなして 単年災の場合の 補助算定方式に より算出する) により補助額を 算定した結果、 単年災の補助額 よりも有利な場 合は連年災方式 をとる。	70	80	90	(県 営) ①国庫補助80%未 満の場合。	全体事業 費から国 庫補助と 地元負担 を除いた 額			
	65	90	100		70	80	90			②国庫補助80%以 上の場合。	全体事業 費の8%	
	注. 暫定法補助率の算 定の場合の市町村 ごとの1戸当たり の事業費は災害関 連事業を除いたも ので算出する。							注. その年の発生災害 のうち、激甚災害 に係る災害復旧事 業について暫定法 により算定された 補助残額及び災害 関連事業の補助残 額の総額が1戸当 たり2万円以上の 市町村について、 上記区分により適 用される。			国庫補助 残の60%	国庫補助 残の40%
								(団 体 営)			-	国庫補助 残

直轄災害復旧事業	事業主体 国	所管課班 農村振興課 広域水利調整班
----------	--------	--------------------

趣 旨

「直轄災害復旧事業」は、国が造成した、又は造成中の土地改良施設が被災した場合、工事規模が著しく大きい又は工事が高度な技術を要するもの、若しくは当該施設の復旧が公益上、国が行う必要があると認められる場合に行われる事業である。この災害復旧事業は土地改良法に基づいて実施される。

事業の内容

1 事業の対象となる農業用施設

農業用施設の定義は「農地・農業用施設災害復旧事業」と同じであり、そのうち国が造成した又は造成中のもので、工事規模が著しく大きい又は工事が高度な技術を要するもの、若しくは当該施設の復旧が公益上、国が行う必要があると認められる施設。

2 災害復旧事業の定義及び適用除外

「農地・農業用施設災害復旧事業」と同じ。

復旧手続き

対象となる施設に被害が発生した場合は、都道府県知事から地方農政局長に速やかに災害報告書を提出する。(地方農政局長は災害発生後15日以内に災害報告書を農林水産大臣に提出)

また都道府県知事は速やかに災害復旧事業計画書を地方農政局長に提出する。(地方農政局長は災害発生後30日以内に災害報告書を農林水産大臣に提出)

農林水産大臣は提出された災害復旧事業計画書と現地調査の結果に基づいて事業費を決定する。

災 害 要 因

「農地・農業用施設災害復旧事業」と同じ。

負 担 割 合

区分	国			県	地 元
	土地改良法国库負担率				
	通常負担率	一次高率	二次高率		
	1戸当たり事業費(総事費/耕作者実数)が8万円までのもの	1戸当たり事業費が8万円を越え15万円までのもの	1戸当たり事業費が15万円を超えるもの		
農業用施設	65	90	100	①国库負担80%未満の場合。 全体事業費から 国库負担と地元 負担を除いた額	全体事業費の8%
				②国库負担80%以上の場合。 国库負担残 の60%	国库負担残の40%

注：連年災補助率嵩上げ、及び激甚法補助率嵩上げは該当しない。

農村地域防災減災事業 (調査計画事業)	事業主体	県 他	所管課班	農村振興課 地域計画班

目 的

本事業により、総合的な防災・減災対策を実施することにより農業生産の維持、農業経営の安定及び地域住民の暮らしの安全の確保を図り、もって災害に強い農村づくりを推進するため、対策に必要な諸条件について調査及び計画の策定を行う。

事業の内容

- 1 農村地域防災減災総合計画等策定
- 2 安全度評価
- 3 防災情報管理システム整備計画策定
- 4 地域危機管理整備計画策定
- 5 ハザードマップ作成
- 6 実施計画策定
- 7 ため池緊急防災対策
- 8 耐震性点検・耐震化対策整備計画策定
- 9 施設長寿命化計画策定

実施要件

- 1 上記1及び2の事業にあつては、3から9又は下記Ⅱ又はⅢを行う見込みがあること。
- 2 上記3から5の事業にあつては、被害面積の合計が10ha以上であること。
- 3 上記5の事業（農業用ため池で実施するものに限る。）にあつては、次の要件のいずれかに該当すること。
 - (1) 2に掲げる要件
 - (2) 防災受益面積7ha以上又は被害総定額（農外）が4,000万円以上であつて、かつ受益面積2ha以上
- 4 上記5の事業にあつては、次に掲げる事項に該当すること。
 - (1) ハザードマップを関係住民等に周知する。
 - (2) ハザードマップ作成に当たっては、ワークショップを開催する等、関係住民等との意見交換を行うよう努めること。
- 5 上記6及び9の事業にあつては、整備事業の実施要件に該当する事業に係るもの。
- 6 上記7の事業にあつては、貯水量が1,000m³以上又は受益面積が0.5ha以上のもの。
- 7 上記8の事業にあつては、災害防除対策推進地域等に該当する地域であり、ため池整備事業 耐震対策ため池整備工事又は農業用河川工作物等応急対策事業 土地改良施設耐震対策事業の実施要件に該当する事業に係るもの。

区 分	事業区分
I 調査計画事業	(1) 調査計画事業
II 整備事業	(1) 用排水施設等整備 (2) 災害管理施設等整備
III モデル事業	(1) 広域防災ため池等整備モデル事業

負担割合	区 分	国	県	市町村	その他	備 考
	実施計画策定	50	25	25		